

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生がわが国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割がますます重要となる中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあるが、近年の統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

こういった状況の中、地方議員の年金に関しては、平成23年4月30日に、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案が可決された際、「地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと」という内容で附帯決議がなされた。

これを受け、総務省は、地方議会議員のみを対象とした新たな年金制度を創設することは現実的ではなく、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとの見解を示したものの、その後、具体的な動きがない状況が続いている。

よって、国会及び政府においては、附帯決議の趣旨を尊重し、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員